

# 淀橋区 個人情報取り扱い細則

## (目的)

第1条 この個人情報取り扱い細則は、淀橋区が保有する区民の個人情報について適正な取扱いを定め、保護することを目的に定める。

## (責務)

第2条 淀橋区は、個人情報の保護に関する法律（以下“法”という）等を遵守するとともに、自治会活動に於いて区民の個人情報の適正な取扱いの確保に努める。

## (周知)

第3条 淀橋区は、区民を対象にこの個人情報取り扱い細則を回覧もしくは全戸配布し、区民に周知する。

## (管理者)

第4条 淀橋区自治会における区民の個人情報管理者は、区長とする。

## (取扱者)

第5条 淀橋区自治会における個人情報の取扱者は、役員、(区規約4条(役員)に定めた役職者を指す)とする。

## (秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者である区長及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。又、その職を辞した後も同様とする。

## (個人情報の取得)

- 第7条
- 1) 淀橋区は、区長が(淀橋区加入届連絡表)を区民にならうとする者から受理することにより、個人情報を取得する。
  - 2) 災害時要援護者の支援等の為、障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は本人の同意を得た富士宮市からの書類からのみ取得する。
  - 3) 淀橋区が区民から取得する情報は、氏名(家族・同居人を含む)、生年月日、性別、血液型、住所、電話番号、緊急時の連絡先、その他連絡事項とする。  
尚、区民はこれらの情報を【淀橋区同居家族記入表】に記入し区長に提出する。
  - 4) 淀橋区が毎年作成する『淀橋区区民名簿』に記載する個人情報は、世帯主名、住所、電話番号、班長名などの事項とする。

## (利用)

第8条 淀橋区が保有する個人情報は、次に掲げる活動に際して利用する。

- 1) 災害等の緊急時における安否確認、緊急支援活動
- 2) 淀橋区の敬老祝賀等の対象者の把握
- 3) 淀橋区の高齢者世帯の調査
- 4) その他、淀橋区役員会で決めた活動

## (管理)

第9条 個人情報原本(電子データを含む)は区長が保管する。又、コピー(ペーパーベース)を町内会毎に町内会長が保管するものとし、それぞれ適正に管理する。

## (提供)

第10条 区長は、以下に掲げる号の場合はあらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を提供できるものとする。

- 1) 区民本人から個人情報を得る際に伝え、同意を得ている範囲で提供する場合
- 2) 法に基づく場合
- 3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- 4) 公衆衛生の向上、または児童の健全育成の推進に必要な場合
- 5) 国の機関もしくは地方公共団体、又はその委託を受けた者が法の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 6) 富士宮市区長会連合会および社会福祉協議会、これに準ずる公共目的の団体・学校へ提供する場合
- 7) その他、淀橋区であらかじめ決めた提供先

## (第三者提供に掛かる記録の作成等)

第11条 区長は、個人情報を第三者(県、市役所、区長会を除く)に提供した時は、第三者提供に掛かる記録を作成し保存する。なお、記録の保存期間は三年間とする。

## (淀橋区緊急時災害時安否確認 同居家族台帳の見直し)

- 第12条
- 1) 淀橋区緊急時災害時安否確認【同居家族台帳】(以下『世帯台帳』という)の見直しを目的に3年毎に調査を実施する。
  - 2) 区民は『世帯台帳』の記載に変更が生じた場合は町内会長を通じ、すみやかに同居家族記入表を区に再提出しなくてはならない。
  - 3) 『世帯台帳』は区長が区全体を、町内会長が町内会分を保管管理する。

## (細則の承認及び変更)

第13条 この細則の承認及び変更は、区役員会に於いて、その構成員の3分の2以上の同意を得なければならない

## 附則

## (施行期日)

この規約は令和6年3月20日から施行する。